

令和5年第1回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和5年1月27日(金) 13時30分 開会 14時05分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日 程 第 7	議案第4号 湧別町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の策定について
日 程 第 8	議案第5号 湧別町農業委員会委員報酬基準の制定について

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 羽田 雄一		16 安藤 弘司	
6. 事務局			
事務局長 宮本 則幸		主任 野村 亮太	
主任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和5年第1回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、23名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、2番 三澤委員及び4番 姉崎委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和4年12月28日に開催されました、令和4年第12回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>1月8日(日)文化センターさざ波において、令和5年 20歳の集いが開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>1月12日(木)北見市において、令和4年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が開催され、これに吉村会長、児嶋委員、姉崎委員、小崎委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>1月17日(火)～18日(水)北見市において、令和4年度オホーツク管内農業委員会会長・事務局長研修会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>1月18日(水)湧別町農協本所において、農用地あっせん会議が開催され、これに佐藤茂委員、中原委員、松橋委員が出席しております。</p> <p>1月19日(木)湧別町農協芭露支所において、農用地あっせん会議が開催され、これに島田委員、児嶋委員、長屋委員が出席しております。</p>

事務局	<p>1月20日(金)コミュニティセンター1階大会議室において、農用地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、佐藤弘朗委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>本日令和5年第1回湧別町農業委員会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p>
議長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人は遠軽町、●●●●さんで、所有者は紋別市、●●●●さんです。土地の所在ですが、上富美●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は4,122㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は千葉委員、関口委員、松田委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局

議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるところでございます。本総会において7件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●外計24筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は152,997.11㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年12月11日から令和4年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年1月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料2・10ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、曙町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は40,005㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年12月11日から令和4年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年1月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をした者、旭川市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番●の中で、地目は公簿、現況共に畑、面積は42,099㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年3月28日から令和5年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年1月19日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をした者、上芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、上芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は上芭露●●番●の内外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は10,787.95㎡、利用権設定等の種類

<p>事務局</p>	<p>は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和3年2月24日から令和12年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年1月19日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号5番、利用権の設定をした者、上芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、上芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は上芭露●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は753㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和3年2月24日から令和12年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年1月19日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の6ページをご覧ください。番号6番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は6,280㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年3月27日から令和4年12月31日までの3年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年1月20日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料14ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号7番、農地法第3条に係る合意解約でございます。利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は6,082㎡、利用権設定等の種類は使用貸借権、成立する法律関係は使用貸借、利用権の始期は平成24年1月31日で、賃借人の都合により令和5年1月20日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が8件、賃借権7件が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書8ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計3筆で合計面積は16,632㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,162,000円でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、緑町、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計5筆で合計面積は40,005㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年3月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,400,000円でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p>

事務局

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、信部内、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計2筆で合計面積は59,766㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年3月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,781,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、旭川市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計3筆で合計面積は44,477㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,841,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、上芭露、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計3筆で合計面積は11,563.95㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、867,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、上芭露、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●で面積は753㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、56,000円でございます。

事務局

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は162㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年4月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、34,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号8番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計19筆で合計面積は123,889.61㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年2月28日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12,796,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして議案書の10ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計21筆で合計面積は136,365.11㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年1月27日から令和15年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は779,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、神奈川県、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計6筆で合計面積は25,730㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年1月27日から令和15年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は1

事務局

54,000円でございます。
(別冊資料11ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、神奈川県、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計3筆で合計面積は20,746㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年1月27日から令和15年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は124,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計5筆で合計面積は6,082㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年1月27日から令和15年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は45,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。番号5番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は17,095㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年1月27日から令和7年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は130,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計4筆で合計面積は20,098㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年1月27日から令和15年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は140,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

事務局	<p>番号7番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計3筆で合計面積は15,170㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年1月27日から令和15年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は113,000円でございます。</p> <p>(別冊資料16ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p>
	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めますしたがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番と●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番と●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
	質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。
	日程第7、議案第4号を議案とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書の12ページをご覧下さい。議案第4号、湧別町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の策定について。農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、別紙のとおり湧別町農業委員会の農地等の利用最適化の推進に関する指針を定めるものであります。
	内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧下さい。 農業委員会等に関する法律第7条の改正により、指針の定めはこれまでの努力義務から必置義務へ変更となったことから、平成29年に

事務局	<p>作成した指針を今回の法改正を踏まえ適正に修正し、別紙のとおり案を策定いたしました。概要といたしましては、令和5年度から令和7年度までの3か年目標で、遊休農地の発生防止、農地の集積率の向上、新規参入の促進、地域計画目標達成の役割を記しております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の15ページをご覧下さい。議案第5号、湧別町農業委員会委員報酬基準の制定について。農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、別紙のとおり基準を定めるものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の16ページをご覧下さい。</p> <p>農業委員の報酬財源に充てることができる農地利用最適化交付金が国から交付されることとなり、交付金を受けるためには報酬条例に示した報酬額の内、農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定された農地利用最適化推進事務に係る報酬額を示した基準の制定が必要で、具体的な事務内容は先ほどの指針でも示した、農地の確保、経営規模拡大、農地の集団化、新規参入者の促進であります。別紙のとおり案を策定しましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これから、議案第5号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>

議 長

質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和5年第1回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時05分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員